

国民健康保険における保険基盤安定負担金及び調整交付金の申請誤りについて(続報)

国民健康保険における令和3年度及び4年度の保険基盤安定負担金及び調整交付金の交付申請誤りについて、令和5年第1回区議会定例会の予算特別委員会で報告したところですが、その後の経過等について以下のとおり報告します。

1 経過

(1) 令和4年度保険基盤安定負担金の変更申請等について

- 令和5年3月7日 令和4年度保険基盤安定負担金の変更申請について、都・国との協議の結果、正しい数値に修正して再申請することについて、特例的に認められたため申請書等を都に提出
- 令和5年3月29日 令和4年度保険基盤安定負担金の変更申請に係る都負担分交付額6,034万円余について受領
- 令和5年3月30日 令和4年度保険基盤安定負担金に関する事業実績報告書を都に提出
- 令和5年4月12日 令和4年度保険基盤安定負担金の都負担分についての交付額確定通知を收受
- ※ 令和4年度保険基盤安定負担金の変更申請に係る国負担分交付額1,909万円余については、厚生労働省の会計担当部門で9月中旬を目途に交付準備中

(2) 令和4年度調整交付金の申請について

- 令和5年2月10日 令和4年度調整交付金の申請について、正しい数値に変更修正して都へ提出

(3) 過年度分に係る影響額について

①令和3年度保険基盤安定負担金

- 令和5年3月10日 令和3年度保険基盤安定負担金について、正しい数値に基づく金額を算定し、未収となった国・都負担金額(区の損害額)を確認
- 【国負担額】1,841万円余
【都負担額】5,841万円余 計 7,682万円余

②令和3年度及び4年度調整交付金

- 令和5年3月13日 調整交付金の申請においては、前年度の交付額数値と当年度交付額数値の両方を使用して当年度交付決定額を算定している。令和3年度調整交付金の申請時には誤ったデータに基づいて算定されており、令和4年度調整交付金申請時にも令和3年度交付額数値は誤ったものを使用していた。正しいデータに置き換えて算定し直した結果、令和3年度、令和4年度ともに超過交付が確認された。
- 【令和3年度超過交付額】267万円余
【令和4年度超過交付額】62万円余 計 330万円余

2 今後の対応

(1) 令和3年度保険基盤安定負担金の補填について

未収の負担金が発生した直接的な原因は、杉並区住民情報系基幹業務システム（以下「システム」という。）の運用委託事業者であるRKKCS株式会社（以下「委託事業者」という。）によるシステム改修時におけるプログラム誤り等によるものである。そのため、委託事業者からは、未収の負担金及び本案件の対応で生じた区の職員の人件費99万円余について、全額、区へ補填するとの意向が示された。

この意向を踏まえ、区と当該委託事業者において、未収の負担金等の補填に係る合意書の締結を10月中に行う予定である。

(2) 超過交付となった令和3年度及び4年度の調整交付金について

令和5年9月中旬に、都を通じて国から通知される予定の「令和5年度の国民健康保険助成費の自主返還について」に基づき、令和5年度末の返還に向けた手続きを進める。

3 再発防止策

(1) 委託事業者は、区のシステムに係るプログラムの修正等を行う際には、そのことを必ず

区へ伝えることや検証を行うなどのルールの遵守を徹底するための従業員向け研修を実施することとした。あわせて、委託事業者は、こうしたルールが遵守されているか、毎月、従業員に確認することとした。また、これらの研修等の実施状況について、区は随時報告を受けることとした。

(2) プログラムの修正等は、委託事業者の従業員の複数人による確認を行うほか、修正すべき内容が正しく反映されているか、システムを使ってチェックする仕組みを導入した。

(3) システム改修や検証等の主旨、適用の範囲、結果の確認方法について、情報管理部門、システムを利用する所管課、委託事業者の3者において、いつでも共有することができる「資産リリース管理表」を導入した。

(4) 情報管理部門において、検証を行う上で必要なポイントを取りまとめた「杉並区住民情報系システム検証の手引き」を策定し、住民情報系システムを利用する全ての所管課で共有した。